

令和5年度大野城市会計年度任用職員

(母子保健業務：育休代替) 募集要項

1 採用予定職種及び人数

職 種	募集人数	勤務内容
母子保健業務 ※保健師または助産師	1名	各種母子保健事業等に関する業務 (母子健康手帳交付、乳幼児健康診査、赤ちゃん訪問、 育児相談など)

2 基本的な勤務条件

任用期間	任用開始日から令和6年3月31日まで
勤務日	週5日(月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時)
勤務時間	週38時間45分(1日7時間45分)
勤務場所	市役所
給料・報酬	専門職(母子保健業務) 月給 230,868円～244,754円 ※支給日:当月の22日
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当 ※条例・規則の定める条件に当てはまる場合に支給されます。
休日	週休日(原則として土・日曜日)、祝日、年末年始
休暇	年次有給休暇:任用期間によって異なります。 ※事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります(忌引や夏季休暇など)。
社会保険	健康保険(福岡県市町村職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。 ※以下に該当する場合は、健康保険、厚生年金保険の加入対象です。 ・週労働時間 20時間以上 ・月額賃金 8.8万円以上 ・勤務期間2か月超 また、雇用の7月日から雇用保険は資格喪失し、退職手当組合に加入となります。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。(連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。)
服 務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用されます。

3 採用試験

応募受付期間	随時受付(毎週水曜日 必着)
実施時期	随時実施
試験会場	大野城市役所
実施方法	面接
受験資格	<p>◇保健師または助産師資格 ◇普通自動車運転免許(AT限定可)</p> <p>◇ワード・エクセルなどのパソコン操作ができること</p> <p><u>地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・大野城市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人 ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
申込方法	<p>大野城市会計年度任用職員採用試験申込書①②(市役所こども健康課で配布、または市ホームページからダウンロード)に必要事項を記載の上、資格免許証(保健師または助産師)の写しを添付し、提出先に郵送、または直接提出してください。</p> <p>※いったん受理した書類は、いかなる理由があっても返却しません。</p> <p>※申込書は2通あります。</p> <p>申込書①には、必要事項を記載の上、写真票に顔写真を貼付し、受験票を切り取り郵便はがきの裏面に貼付し、表面には返送用の宛名を記載してください。</p> <p>申込書②(申込用履歴書)には必要事項を記載の上、顔写真を貼付してください。</p>
提出先 問い合わせ先	<p>〒816-8510</p> <p>大野城市曙町2丁目2番1号 大野城市役所 こども健康課 母子保健担当</p> <p>電話:092-580-1978</p> <p>※郵送の場合、必ず封筒の表に「会計年度任用職員(母子保健業務)申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記載してください。</p> <p>※持参の場合は、市役所新館2階こども健康課に直接持参してください。</p>
提出期限	<p>随時(毎週水曜日 必着)</p> <p>※持参の場合の受付は、平日8時30分から17時までです。</p>
合格発表	<p>市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には郵送で通知します。</p> <p>※合否結果について、電話での問い合わせにはお答えできません。</p>
試験結果開示	<p>受験者本人に限り、合格発表日から1週間の間、簡易的な方法で試験結果の開示ができます。希望する人は、市役所新館2階のこども健康課まで、受験票を持参して申し出てください。</p> <p>※開示結果のコピーが必要な方はコピー代として10円が必要です。</p>

4 任用

合格後	採用試験の合格者は、令和6年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿(候補者名簿)に登録されます。
採用決定	採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。
条件付採用	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。